

第1章

ANNEX I.

EXTERNAL TRADE STATISTICS.

(See Article 3.)

統計
作成
の方法

外國貿易統計

(第II章参照)

第一編

統計
作成
の方法

I 外國貿易の統計は、次に示す二方法の二やれかに
よつて作成しなければならぬ。

- (a) 特別貿易の統計表が単独に又は一般貿易の統計
表とともに作成される場合

特別輸入は、当該統計が適用される地域における
国内消費のためのものとして申告されたかぐれ
の貨物及びその地域における変形、修繕又は加工
のためのものとして申告された(「改良貿易」及び
「修繕貿易」に通常適用される条件で申告された)
すべての貨物を含む。改裝、仕分又は混合は、前
記の変形又は加工を構成しない。

特別輸出は、当該統計が適用される地域内において
生産され、又は内国化されたかぐれの輸出貨
物を含む。

内國化された貨物とは、課稅の未だ課稅があつ
る

I. Statistics of external trade shall be compiled in one of the two ways indicated below:

- (a) When returns of special trade are compiled alone or together with returns of general trade:

Special imports shall include all goods declared for domestic consumption in the territory to which the statistics apply, and all goods declared (on the conditions normally applied to "improvement trade" and "repair trade") for transformation, repair or supplementary treatment therein. Re-packing, sorting or blending do not constitute such transformation or supplementary treatment.

Special exports shall include all exported goods produced within the territory to which the statistics apply, or nationalised therein.

Nationalised goods shall be taken to mean imported

(第三・總則)

とればそれを納付した後輸入者の自由処分に任せられた輸入貨物又は変形、修繕若しくは加工のための一時無税輸入を許され、且つ、変形、修繕若しくは加工を施された輸入貨物をいう。

特別輸入及び特別輸出は、V(3)に定義する通貿易の「すねの部分を含むたゞ」。

一般貿易は、輸入に關しては別統計が適用される地域外のやぐての地域から来るやぐての商品を、また、輸出に關しては当該統計が適用される地域外の仕向地に向けその地域から出るやぐての商品を含むものとする。但し、保稅のやせ直接に通過し、又は港において單に積み換えられる貨物は、除外する。

(1)間接通過貿易及び(2)直接通過貿易(轉換貿易を含む。)に關する固別の細田は、各別の表に示されなければならない。貨物の数量は、総重量で記載しなければならない。この記載をすねるができない場合には、価額による計量方法を含む他の「すねの計量方法を採用する」とがである。但し、使用した方法は、統計表に記載しなけれ

goods which are placed at the free disposal of the importers after payment of the duties, if any, to which they may be liable, or imported goods which have undergone transformation, repair or supplementary treatment, and which have been admitted temporarily free of duty for these purposes.

Special imports and special exports shall not include any part of transit trade as defined in paragraph V (3) below.

General trade shall be taken to include: as regards imports, all merchandise arriving from all territories external to the territory to which the statistics apply, and, as regards exports, all merchandise leaving that territory for an external destination. However, there shall be excluded goods under bond in direct transit or merely transhipped in ports.

Particulars by countries of (1) indirect transit trade, and (2) direct transit trade (including transhipment trade) shall be shown in separate tables. The quantities of these goods shall be stated in gross weight; in cases where this indication cannot be furnished, any other method of measurement may be adopted, including that by value, on condition that the method used is

ばならない。

「改良貿易」及び「修繕貿易」を示す表を作成するときは、貨物の種類」との価額（各場合の必要に応じ、貨物の原価額又は原価額と附加された作業及び材料の価額とを加えたもの）は、当該地域に到着した時及び当該地域から発送された時の双方において示さなければならぬ。

(b) 輸入の統計表が総輸入のみに關係し、且つ、その輸入貨物の再輸出も示される場合

総輸入は、前記の(a)に掲げる一般輸入貿易の定義に従う。

輸出及び再輸出は、各別に示さなければならぬ。

当該統計が適用される地域から発送されたすべての貨物で、(1)その地域内で生産され、又は(2)その地域内で輸入後に変形され、修繕され、若しくは加工されたものは、輸出として示さなければならぬ。

当該統計が適用される地域に輸入され、且つ、その後いかなる変形、修繕又は加工も施されない、その地域から輸出されたすべての貨物（保稅のあお積み換えられる貨物、すなわち、税關の翻譯

stated in the returns.

When tables showing "improvement trade" and "repair trade" are compiled, the full value of each category of goods (original value of goods, or original value plus value of work and material added, as the case may require) shall be shown both on arrival in and on despatch from the territory.

(b) When the returns of imports relate to aggregate imports only, and re-exports of such imported goods are also shown:

Aggregate imports shall comply with the definition given in paragraph (a) above of general import trade.

Exports and re-exports shall be shown separately.

All goods despatched from the territory to which the statistics apply which (1) have been produced therein or (2), having been imported, have been subjected there in to transformation, repair or supplementary treatment, shall be shown as exports.

All goods imported into the territory to which the statistics apply and subsequently exported therefrom without undergoing any transformation, repair or supplementary treatment (excluding goods transhipped

(第三・總款)

の下に直接に通過し、又は港において単に積み換えられる貨物を除く)は、再輸出として扱わなければならぬ。

改裝、仕分及び混合は、変形又は加工を構成しない。

直接通過貿易(積換貿易を含む)は、前記の(a)に規定する方法による別個の統計表の問題としなければならない。

「改良貿易」及び「修繕貿易」をも表を作成するときは、貨物の種類との価額は、前記の(a)に規定する方法で示さなければならぬ。

III (a). いわゆる「申告価額」すなはち、個別の取引について輸入者及び輸出者(又はその正當に承認された代理人)により申告された価額による評価の制度は、継続し、又は設定しなければならない。たゞ、外國貿易統計の正確を期するため、前記の価額は、審査及び組織的照合を受けなければならぬ。

II. There shall be maintained or established the system of valuations known as "declared values", that is to say, values declared by importers and exporters (or their duly recognised agents) in respect of each individual transaction. Further, with a view to obtaining accuracy in statistics of external trade, such values shall be subjected to verification and systematic checking.

III (a). For this purpose values at the frontier(land or sea frontier as the case may be) shall be employed; that is to say, in the case of imports, the value at the

申告価額

国境渡し
価額

III (a) のため、国境(各場合に応じ)、陸境又は海境)渡し価額、すなはち、輸入なりふれは仕出地渡し価額にての仕出地からの輸入国の国境までの運送及

の保険の費用を加えたもの、また、輸出については輸出国の国境における平板渡し、ノール渡し又は道路車両渡しの価額を使用しなければならない。

(b) 輸入については、輸入国において課せられた輸入税、内国税及び類似の公課は、価額から除外する。輸出については、輸出国において課せられた輸出税、内国税及び類似の公課は、輸出された貨物に現実に課せられてゐる限り、含める。

exported.

(b) いかがわしいかの国において輸入又は輸出に対する従量税が課せられるときは、この租税の調定に關するその国の財政関係法令に定められる方法に従つて確定された価額は、前記の(a)に定義する価額と異なる場合においても、輸入又は輸出の統計のために使用することができる。同様に、そのような国においても、同一の方法の適用により確定された価額は、租税を課せられない貨物又は従量税を課せられる貨物について使用することができる。いかがわしいかの国がこの方式に従つたときは、その国の統計は、採用した評価方法を明かに示す。

place of despatch plus the cost of transport and insurance from that place to the frontier of the country of import, and, in the case of exports, the value free on board or free on rail or road vehicle at the frontier of the country of export.

In the case of imports, import duties, internal taxes and similar charges imposed in the country of import shall be excluded from the values. In the case of exports, export duties, internal taxes and similar charges imposed in the country of export shall be included in so far as they in fact remain charged on the goods exported.

し、並びに前記の(a)に記載する評価方法を基礎とする価額の少なからぬ毎年の及びやむを得ざるな推定を示さなければならぬ。

計量単位

IV 各貨物の数量を記載する 1又は11以上の計量単位、すなわち、重量、長さ、面積、容積等は、正確に定義しなければならない。

いずれかの種類の貨物の数量が重量以外の 1又は11以上の計量単位で示されるときは、各単位又は単位の倍数の平均重量の推定を毎年の統計表に示せなければならない。

重量については、同一の用語が異なる種類の貨物に適用される場合に異なりた意義を有するゝべく充分に考慮して、「総重量」「純重量」及び「法定純重量」のような用語の意義を闡する正確な定義を示せなければならぬ。

IV. The unit or units of measure in which quantities of each commodity are stated — weight, length, area, capacity, etc. — shall be precisely defined.

When the quantity of goods of any kind is expressed in any unit or units of measure other than weight, an estimate of the average weight of each unit, or multiple of units, shall be shown in the annual returns.

In the case of weights, precise definitions shall be given of the meaning of terms such as "gross weight", "net weight" and "legal net weight", with due regard to the varying significance of the same term when applied to different classes of goods.

V.(1) 当該統計が適用される地域は、通商国の関税地域の外、すべての保税倉庫その他税關の監督の下にあるすべての倉庫及び貯蔵場並びに通商国に属するすべての自由港及び自由地帯を含むものとする。

統計が適用される地域

(2) 二以上の國が一の關稅同盟を組織し、且つ、其の同盟の全體に關する貿易統計が發表されるべくすれば、當該統計が適用される地域は、その同盟を組織するすぐの國の地域を含むたるのべる所とがである。

この規定は、關稅地域が隣接してゐない地域で構成やれたてゝあるが、その關稅地域の全體に關する統計の代りに隣接しない地域に關する各別の統計を發表する所を妨げるものと解してはだらぬ。

(3) 「通過貿易」とは、次に定義するべくの直接及び間接の通過貿易の合計とする。

前該統計が適用される地域(前記の定義による。)の直接通過貿易は、輸入者の自由処分に任せられず、又は倉入れされなくして單に運送のためとしての地域を通過するすべての貨物を含むものとする。

前該統計が適用される地域外の地域から来るすべての貨物で、前該統計が適用される地域(前記の定義による。)に含まれる現実の又は擬制の保税倉庫又は蔵置場に搬入された後、輸入者の自由処分に任せられず、且つ、改裝、

(2) When two or more countries have entered into a Customs union and trade statistics referring to the whole union are published, the territory to which the statistics apply may be the joint area of all the countries comprising that union.

Nothing in this definition shall be interpreted as preventing the publication of separate statistics for non-contiguous territories instead of statistics relating to the whole of the Customs territory, when such Customs territory is composed of non-contiguous territories.

(3) By "transit trade" shall be understood the total of all direct and indirect transit trade, as hereinafter defined.

The direct transit trade of any territory to which the statistics apply (as defined above) shall be understood to include all goods passing through that territory for purposes of transport only, without being placed at the free disposal of the importers or warehoused.

The indirect transit trade of any territory shall be understood to include all goods coming from territories external thereto which are entered into warehouses or depots, actual or constructive, included in the territory to which the statistics apply (as defined above) and

(六九・總款)

仕分又は混合以外の変形、修繕又は加工をされた
いぢやんかに輸出されたものとせむるべから。

VI. ニの条約が要求する国別の貿易統計表に示す統計
地域は、ニの附屬書の第1編の表と対応しなければ
ならぬ。

締約国のニヤれの「國か、国際連盟事務総長に対
し、変更があつた場合にその変更にかんがみて、」の
附屬書の第1編を修正するため必要な措置を講る
ことを、ニヤ要請するが如く。

第八条に定める専門家委員会は、その設置後であ
るだけすみやかに、国別の外國貿易統計を明示すべ
き個個の又は一括した統計地域に関する最少限度の
表を作成しなければならない。但し、ニの最少限度
の表の一又は二以上の項目は、その全部又は一部
を、当該一項目（又は前記二以上の項目）と対応す
る項目の附屬書の第1編の表に掲げねるべ
くねじがである。

The Committee of Experts provided for in Article 8
shall draw up as soon as possible after their appointment
a minimum list of the statistical territories, whether
isolated or grouped together, which shall be specified in
the statistics of external trade by countries. Neverthe-
less, any one or more items on this minimum list may
be replaced in whole or in part by the items correspond-
ing to it (or to them) contained in the list which forms
Part II of this Annex.

各種の貨物について同様貨物の貿易が行われる程

手國を示す統計表においては、やむの國との貿易が重要でないときは、それらの國が、「他の諸國」という項の下に、それ以上に分類しないで一括することができる。

荷卸地選択船荷詰券によって委託された貨物及び「埠図式」貨物は、「埠図式」委託として別個に示されなければならない。

金の輸出 入金統計

VII. 正確な貨幣統計が特に重要であることを考慮して、(1)金鑄貨、(2)金の条(銀行間の取引)において受領されることがある形狀のもの)及び(3)その他の金の輸入及び輸出を、重量及び価額の双方について、各別の表で示す統計表を作成しなければならない。

船用燃料 の統計

VIII. 船用燃料の貿易が重要である國については、外國貿易に從事する船舶に対してその船舶用として前記の港において供給される船用炭その他の船用燃料の推定又は推定の数量(及びであれば価額)を示す統計表を作成しなければならない。内國船舶及びその他の船舶に対する供給は、できれば各別に示せなければならぬ。海港でない港における船用燃料の供給は、その港における船用燃料の貿易が重要である場合においてのみ前記の統計表に含まれなければならぬ。

gories of goods the countries with which that trade is conducted, those countries with which such trade is unimportant may be grouped under the heading "Other countries", without further specification.

Goods consigned on optional bills of lading and carriage "for orders" shall be shown separately as consigned "For orders".

VII. In view of the special importance of accurate monetary statistics, returns shall be compiled showing in separate tables, under both weight and value, the imports and exports of:(1) gold coin, (2) gold in bars (in the form acceptable in inter-bank transactions), and (3) other gold.

VIII. Returns shall be compiled in the case of countries to which the bunker fuel trade is important, showing the quantities (and if possible the values), estimated or ascertained, of bunker coal and other bunker fuel supplied in the ports of the country concerned to vessels engaged in external trade, for their own use. Supplies to national vessels and to other vessels shall be shown separately, if possible. The supplies of bunker fuel in non-maritime ports are only required to be included in such returns when the bunker fuel trade in such ports is of importance.

IX. この条約の規定により要求される外國貿易の統計表の作成に当つては、

(1) 次のものは、除外する。

(a) 輸出については、内國船舶に供給される船用品

(b) 輸入については、水揚げられる國によるもの

の国内生産物と認められる漁業生産物

(2) 次のものは、除外するがである。

(a) 商取引を伴わない貨物の一時的又は永久的の

輸入及び輸出

(b) 輸出については、外國船舶に供給される船用品

(c) 微少な数量が輸入され、又は輸出される貨物

で、その数量が他の特定の貨物の全貿易に比較して無視するに至るがであると認められるもの

X. この条約の規定により要求される外國貿易の統計

表の作成に当つては、暦年(1月1日から12月31日)及び暦月を使用しなければならない。

しかし、この条約が適用される國以外の國の外、暦年之外、暦年と異なる統計年度を継続するものがである。

IX. In the compilation of returns of external trade required by the provisions of this Convention:

(1) The following shall be excluded:

(a) In the case of exports, ships' stores supplied to national ships;

(b) In the case of imports, fishery products which are regarded by the country in which they are landed as its domestic produce;

(2) The following may be excluded:

(a) Imports and exports, temporary or permanent, of any goods involving no commercial transaction;

(b) In the case of exports, ships' stores supplied to foreign ships;

(c) Goods imported or exported in insignificant quantities which may be regarded as of negligible importance in comparison with the total trade in these particular goods.

X. In the compilation of the returns of external trade required by the provisions of the present Convention, the civil calendar year (January 1st to December 31st) and the calendar month shall be employed.

Nevertheless, a statistical year differing from the civil calendar year may in addition be maintained in any country to which the present Convention applies.

国名表

経済統計に関する国際条約 第一附属書

第二編
国名表

三三四

(統計が適用される地域)

注 「包含地域」の欄に示すものは、「次のものからなる。」といふ語がない限り、全部を及ぼすものではない。

番号	国名 (統計地域)	包含地域
9 8	ヨーロッパ	
7	アルバニア ドイツ ヘリゴランド オーストリア アンドラ バーデン関税領外区域 ペルギー＝ルクセンブルグ経済同盟	ユングホルツ及びミッテルベルグ（オーストリア関税領外区域） 次のものを除く。 リヒテンシエタイン、ユングホルツ（ティロール内部）及びミッテルベルグ（フォラールベルグ内部） 次のものからなる。 (a) ベルギー (b) ルクセンブルグ
6 5 4 3	ヘリゴランド オーストリア アンドラ バーデン関税領外区域	次のものを除く。 ザール、ヘリゴランド及びバーデン関税領外区域

(第六・經濟)

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
スペイン	ノールウェー	ルクセンブルグ	リスニア	ラトヴィア	イタリア	アイスランド	アイルランド自由国	ハンガリー	ギリシャ	フランス	フィンランド	エストニア	ダントツヒ自由市	フェロエー諸島
モナコ、ザール														
次のものを除く。														
カナリー諸島、セウタ及びアンドラ														
近隣の諸島														
スピツツベルゲン(スヴァルバルド)														

38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25
ソヴィエト社会主義共和国連邦（ロシア）	トルコ	スイス	チエツコスロ伐キア	スウェーデン	セルブ・クロアート・スロヴェニア王国	マルタ	ジブラルタル	ザール	14 参照	英仏海峡諸島	連合王国	グレート・ブリテン及び北部アイルランド	ルーマニア
（a）ヨーロッパ・トルコ	（b）アジア・トルコ（インブロス、テネドス及びラビット諸島を含む。）	（a）ヨーロッパ・トルコ	（b）アジア・トルコ（インブロス、テネドス及びラビット諸島を含む。）	（a）ヨーロッパ・トルコ	（b）アジア・トルコ（インブロス、テネドス及びラビット諸島を含む。）	（a）ヨーロッパ・トルコ	（b）アジア・トルコ（インブロス、テネドス及びラビット諸島を含む。）	（a）ヨーロッパ・トルコ	（b）アジア・トルコ（インブロス、テネドス及びラビット諸島を含む。）	（a）ヨーロッパ・トルコ	（b）アジア・トルコ（インブロス、テネドス及びラビット諸島を含む。）	（a）ヨーロッパ・トルコ	（b）アジア・トルコ（インブロス、テネドス及びラビット諸島を含む。）
次のものからなる。	次のものからなる。	次のものからなる。	次のものからなる。	次のものからなる。	次のものからなる。	次のものからなる。	次のものからなる。	次のものからなる。	次のものからなる。	次のものからなる。	次のものからなる。	次のものからなる。	次のものからなる。

会主義共和国

(b) ロシア社会主義連合ソヴィエト共和国のアジアに属する部分（すなわちウラル山脈の東）並びにトランスクォーカサス（アルメニア、ジョルジア及びアゼルバイジャン）、トルクメニスタン（トルクメン・ソヴィエト社会主义共和国—アシュハバッド、マルグ等）及びウズベクスタン（ウズベク・ソヴィエト社会主义共和国—サマルカンド等）のソヴィエト社会主义共和国

アジア

47	46	45	44	43	42	41	40	39
朝鮮	日本国	イラン	ヘジアーズ及びネジド	ヘドウラマウト	蒙古	中国	アフガニスタン	ブータン
樺太（日本国領サガレン）、千島諸島及び沖繩（琉球諸島） 次のものを除く。	内蒙古及び外蒙古、すなわち、北西蒙古（クーロン等）	英國、フランス及びポルトガルの租界及び属地、蒙古、チベット並びにシキム 次のものを除く。	関東州（日本国租借地—大連等）、天津（イタリア租界）、満州、新疆（クルジャ、カシュガル及び中国領トルキスタン）及び膠州（青島）	蒙古	中国	アフガニスタン	アゼルバイジャン	ブータン
朝鮮、台灣、関東州及び委任統治の下にある太平洋諸島	日本国	イラン	ヘジアーズ及びネジド	ヘドウラマウト	蒙古	中国	アゼルバイジャン	ブータン

台灣

澎湖諸島

コウエート

ネパール

オマーン

パレスタイン

ペルシャ

シャム

シリア

チベット

イエメン

アデン

英國の次の自治領、殖民地等

アデン

アラブ

アラウイト地域

アラウイト

アラウイト

ブルネイ

バーレイン諸島

サイプロス

香港

インド

新地域、旧九龍及び新九龍
 ビルマ、ベルチスタン、インド人（土着人）諸国、国境諸国及び土族地域
 （ラス・ペラ、ケラート、ティラー、マラカンド、ディール、スワット、バ
 ジョール、チトラル、ブナ、カイベー、クラム、ワジリスタン、シキム、

トワン、ナガ・ヒル、ミシユミ・ヒル、カレニー及びシャン侯国)
ラッカデイジ、アンダマン及びニコバルの諸島

次のものを除く。
フランス及びポルトガルの属地並びにアデン及びその附屬地

次のものからなる。

(a) 海峡殖民地、すなわち、シンガポール（クリスマス島及びココス＝キ

ーリング諸島を含む）、ペナン（ウェルズレー州及びダインドイングズを
含む）、マラッカ及びラプアン

(b) 連邦マレー諸邦（ペラク、セランゴール、ネグリ、センピラン及びバ
ハン）

(c) 連邦でないマレー諸邦（ケダ、ケランタン、ペルリス、トレングヌ
及びジョホール）

									66
英領マレー									
サラワク									
威海衛									
合衆国の次の属地									
フィリピン									
フランスの次の殖民地等									
インドにおけるフランスの属地									
フランス領インド・シナ									
オランダ領インド									
オランダの次の海外領土									
オランダ領インド・ギニア									
ポルトガルの次の殖民地									
マカオ									
ポルトガルの次のポルトガルの属地									
タイパ島及びコローアヌ島									
オクッシ及びアンペノ（リフー、ストラナ等）並びにプロ・カンビング島									
75 74 73 72 71 70 69 68 67									

ア フ リ カ

エジプト

シナイ半島
次のものを除く。

アングロ＝エジプシャン・スターク

エティオピア（すなわち、アビシニア）
リベリア

モロッコ スペインの衛じゅ地及び地帶

セウタ、メリリヤ、アルーセマス、シャファリナス及びペニヨン・デ・ラ・ゴメラ

次のものを除く。
タンジール

モロッコ フランスの保護領

モロッコ タンジール

アングロ＝エジプシャン・スターク

ベルギーの次の殖民地及び委任統治地域

ベルギー領コンゴー

ルアンダ＝ウルンディ（委任統治地域）

英國の次の自治領、殖民地、委任統治地
域等ガンビア
シエラ・レオネ
ゴーランド・コースト殖民地及び保護領
アシャンティ及び北部地域

次のものを除く。

英國のトーゴ＝ランド委任統治地域

ニジエリア

ラゴス

次のものを除く。

英國のカメールーン委任統治地域

英國のトーゴーランド委任統治地域
英國のカメールーン委任統治地域

セント・ヘレナ
トリスタン・ダ・クン
南アフリカ連邦
アゼンション

南西アフリカ委任統治地域
南ローデシア
北西ローデシア
ペチュアナランド保護領、バストランド及びスワジランド

次のものを除く。
南西アフリカ委任統治地域及びワルヴィス・ベー

ワルヴィス・ベー

南西アフリカ委任統治地域
南ローデシア
北東ローデシア
英領ニアサランド

ケニア及びウガンダ
タンガニーカ委任統治地域
ザンジバル
英領ソマリランド

北東ローデシア
ソコトラ
モーリシアス
セイシェル
スペインの次の植民地等
リオ・デ・オロ

ベンバ

次のものからなる。
北ローデシアのザンベジ川流域
次のものからなる。
北ローデシアのコンゴー川流域

附屬諸島（ロドリゲス、ディエゴ・ガルシア等）
附屬諸島（アミランテス等）

アドルル及びイフニ

経済統計に関する国際条約 第一附属書

二四二

108	107	カナリー諸島 スペイン領ギニア.....
		リオ・ムニ、フェルナンド・ポー、アンナボン、コリスコ、大エレボイ及び 小エレボイ

109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124
フランスの次の殖民地、委任統治地域等															

モーリタニア アルジェリア チュニス セネガル フランス領スレダン 上ヴォルタ フランス領ギニエル アイヴォリ・コースト ダホメ ド	ダカール及び附屬地の地区
---	--------------

フランスの委任統治下にあるトーゴーラン ド フランスの委任統治下にあるカメールーン ド フランス領赤道アフリカ.....
--

次のものからなる。

(a) ガボン及び中央コンゴー
(b) ウバンギリ・シャリ及びチャード（フランス領サハラ、カネム及びワダ イを含む。）

オボック、タジュラー及びジブティ
ディエゴ・シユアレス、サント・マリー、ノッシ・ペー、マイヨット及び
属諸島（アンジュー、グランド・コモール、モエリ等）

レユニオン